運航基準

目　次

第１章　　目　的
第２章　　運航の可否判断
第３章　　船舶の航行

令和６年４月３０日

中神　美紀

第１章　目　的

（目的）

第１条　この基準は，安全管理規程に基づき，浜名湖（今切口含む）の船舶の運航に関する基準を明確にし，もって航海の安全を確保することを目的とする。

第２章　運航の可否判断

（発航の可否判断）

第２条　船長は，発航前に運航の可否判断を行い，発航地港内の気象・海象及び水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは，発航を中止しなければならない。

気象・海象及び水象 / 発航地名	風　速	波　高	視　程
浜名湖（今切口含む）	１０m/s以上	１．０m以上	３００m以下
備考：風速，波高に関する条件数値は，過去に運航を中止したとき及び難航したとき（船舶の動揺により旅客の歩行が極めて困難となったときを含む）の気象・海象及び水象。			

２　船長は，発航前において，航行中に遭遇する気象・海象及び水象（視程を除く。）に関する情報を確認し，次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは，発航を中止しなければならない。

風速	１０m/s以上	波高	１．０m 以上

３　船長は，前２項の規定に基づき発航の中止を決定したときは，旅客の下船，保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

（基準航行の可否判断等）

第３条　船長は，基準航行を継続した場合，船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあるとき，基準航行を中止し，減速，適宜の変針，基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

２　前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は，次に掲げるとおりである。

風　速	波　浪
１０m/s以上 （船首尾方向の風を除く）	波高　１m以上またはうねり

３　船長は，航行中，周囲の気象・海象及び水象（視程を除く。）に関する情報を確認し，次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは，目的地点への航行の継続を中止し，反転または避泊の措置をとらなければならない。ただし，基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは，この限りでない。

風速	１０m/s以上	波高	１．０m 以上

４　船長は，航行中，周囲の視程に関する情報を確認し，次に掲げる条件に達したと認めるときは，基準航行を中止し，当直体制の強化を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし，状況に応じて停止，航路外錨泊または基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	３００m以下

（着桟の可否判断）

第４条　船長は，着桟予定港内の気象・海象及び水象に関する情報を確認し，次に掲げる条件の一に達していると認めるときは，着桟を中止し，適宜の海域での錨泊，着桟場所の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象及び水象 / 発航地名	風　速	波　高	視　程
南浜名湖（今切口含む）	１０m/s以上	１．０m以上	３００m以下

（運航の可否判断等の記録）

第４条の２　運航管理者及び船長は，運航の可否判断，運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達したまたは達するおそれがあった場合における運航継続の措置については，判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第３章　船舶の航行

（運航基準図等）

第５条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお，運航管理者は，当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図，別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1) 基準経路（発着場の位置，針路，変針点等）

(2) 地形，水深，潮（水）流等から，航行上，特に留意すべき個所

(3) 標準運航時間（出航から帰港までの概ねの時間）

(4) その他航行の安全を確保するため必要な事項

２　船長は，基準経路，避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第６条　基準経路は，運航基準図に記載のとおりとする。

（速力基準等）

第７条　速力基準は，次表のとおりとする。

サザナミ		
速　力　区　分	速　力	回転数
最　微　速	２．０ノット	５００rpm
微　速	６．０ノット	８００rpm
半　速	１７．０ノット	３，０００rpm
最　大　速　力	３４．０ノット	５，０００rpm
平均航海速力	８．０ノット	１，０００rpm

湖西Ｂ		
速　力　区　分	速　力	回転数
最　微　速	２．０ノット	５００rpm
微　速	６．０ノット	１，０００rpm
半　速	１２．５．０ノット	３，５００rpm
最　大　速　力	２５．０ノット	５，０００rpm
平均航海速力	８．０ノット	２，０００rpm

２　船長は，速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

（運航管理者等との連絡方法）

第８条 船長は，基準航行を中止したとき，または運航管理上必要と認める事項があるときは，直ちに運航管理補助者に連絡しなければならない。

（連絡方法）

第９条　船長と運航管理補助者の連絡は，次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	事業所	携帯電話
(2)	緊急の場合	事業所	携帯電話

（機器点検）

第 10 条　船長は着岸(桟)前，桟橋手前１００m等桟橋の状況に応じ安全な海域において，機関の後進，舵等の点検を実施する。一日に何度も出航・船着場への帰還を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第 11 条　船長及び運航管理者は，基準航路の変更に関して協議を行った場合は，その内容を航海日誌に記録するものとする。